

第 5 章

認知症施策の推進



北区認知症支援キャラクター
「こんちゃん」

1 北区認知症施策推進計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

我が国の認知症の人の数は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には約700万人と推計されており、65歳以上の高齢者の5人に1人、さらに令和22（2040）年には4人に1人が認知症になると予測されています。このような社会状況を踏まえて、厚生労働省は平成27年に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、令和元年6月には、政府一体となって総合的に施策を推進することを目的とした「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。

さらに、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、令和6年1月に認知症基本法が施行され、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

(2) 基本理念

国がまとめた認知症施策推進大綱においては、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、以下の5つの柱を掲げ施策を推進しています。

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業推進・国際展開（国の推進すべき施策）

の5つに沿って施策を推進し、施策すべては認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本としています。

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる。また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味です。

「予防」とは認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

北区においても、認知症施策の推進が、地域包括ケアシステムを深化・推進し「地域共生社会」を実現するうえで重要課題の1つであるとの認識のもとに、認知症施策推進大綱の趣旨や認知症基本法を踏まえて、目指すべき姿（基本目標）を次のとおりとし、その実現に向け区が担うべき4つの施策を柱として総合的に認知症施策を推進します。

(3) 基本目標

「認知症であってもなくても住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、自分らしく暮らし続けることができる北区の実現」

2 4つの基本施策

施策の柱	施策の方向	個別事業
1. 普及啓発・ 本人発信支援	正しい知識・ 理解の普及啓発	重点 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
		重点 認知症サポーター養成講座の拡充
		重点 認知症支援ボランティアの活動支援
		重点 小・中学校等における認知症サポーター養成講座
	認知症の人 本人発信支援	認知症地域支援推進会議 重点 認知症ピアサポート活動支援
	認知症に関する 相談先の周知	北区版認知症ケアパスの更新・活用
2. 医療・ケア・ 介護サービス・ 介護者への支援	早期発見・ 早期対応	重点 認知症初期集中支援事業
		重点 認知症カフェの開催
		北区もの忘れ相談事業
		重点 認知症地域支援推進員の活動の推進
	チームオレンジに よる活動の展開	重点 認知症支援ボランティアの活動支援 重点 チームオレンジの構築
	医療・介護連携の 推進	認知症対応力向上に向けた支援
家族介護者支援	認知症家族介護者支援事業	
3. 認知症の発症・ 進行リスクの低減・ 社会参加	認知症の発症・進 行リスクの低減に 資する活動の推進	重点 地域介護予防活動支援事業 絵本読み聞かせ世代間交流プログラムの普及
	本人が社会参加 できる場の拡充	重点 認知症カフェの開催
4. 認知症バリアフ リーの推進・ 若年性認知症の 人への支援・ 認知症の権利	若年性認知症の人 への支援	重点 若年性認知症の啓発・活動支援 若年性認知症訓練事業
	認知症バリアフリ ーの推進	重点 成年後見制度の利用促進
		重点 権利擁護センター「あんしん北」の機能充実
		重点 バリアフリーの促進
		認知症サポート店の活動支援

3 基本施策ごとの取組

基本施策 1

普及啓発・本人発信支援

◇ 現状と課題

認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めることは、認知症への社会の理解を深め、認知症であってもなくても同じ社会の一員として地域をともに創っていくうえで必要です。

しかし、本人や周囲の認知症に対する否定的なイメージから、認知症であることを公言できなかったり、早期の相談や受診をためらったりする場合があります。

認知症の人自身の経験や、できることを活かしていきいきと活動する姿を発信していくことは、認知症に対する画一的で否定的なイメージを塗り替え、多くの認知症の人が、社会の中で尊厳を保ちながら希望を持って生活するための大きな原動力となります。

また、本人がその力を発揮し、安心して自分らしい暮らしを続けていくためには、認知症の本人の希望や意見を反映させた支援の仕組みをつくる必要があります。

北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査結果では、認知症に関する相談窓口の認知度は2割超にとどまり、一番身近な相談先である高齢者あんしんセンターの認知度も高いとは言えないため、一層の周知を図る必要があります。

◇ 施策の方向

正しい知識・理解の普及啓発

○認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症の人と家族が、自分らしさをもって住み慣れた地域の中で活躍している姿を発信していきます。

○認知症に関する教材（ツール）の開発や活用等を行い、幅広い年代がわかりやすく認知症に関する正しい知識や理解の促進を図ります。

重点

基本目標 1 – 施策の方向 (1)
事業No. 3 『認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進』



▲王子カルチャーロード・ギャラリー展示
(9月は「認知症を知る月間」です。)



▲認知症ブックフェア、パネル展示

○認知症サポーターおよび認知症支援ボランティアの育成を進め、社会全体で認知症について考え、ともに生きる社会をつくる機運を醸成します。

重点

基本目標 1 – 施策の方向 (1)

- ・事業No.4 『認知症サポーター養成講座の拡充』
– 施策の方向 (2)
- ・事業No.20 『認知症支援ボランティアの活動支援』
– 施策の方向 (3)
- ・事業No.28 『小・中学校等における認知症サポーター養成講座』

認知症の人本人発信支援

○認知症の人自身からの発信の機会が増えるよう、イベントや講座等での発信を認知症の本人とともに進めていきます。

○認知症の人自身が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組みを進めます。

また、本人ミーティング等を通じて、本人の声や意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するように努めます。

○認知症カフェや、地域のサロン活動等の中から発せられた、認知症の人やその家族の声を、認知症地域支援推進会議等へつなげていきます。

事業名	事業内容
認知症地域支援推進会議	認知症とともに生きるまちづくりに向けて、北区医師会や認知症疾患医療センター、関係団体と認知症の早期診断・早期支援の仕組みづくりや、医療・介護を含む総合的な生活支援体制の構築等を検討します。

○認知症当事者による相談支援や当事者同士の交流による支え合いを進めます。

(認知症ピアサポート活動支援)

※認知症ピアサポート：認知症の人自身が、自らの体験に基づき、ほかの認知症の人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域交流を通じてお互いに支え合うことです。

基本目標 1 – 施策の方向 (2)

- 事業No.22 『認知症ピアサポート活動支援』

重点

認知症に関する相談先の周知

○認知症の相談窓口を広く周知するために、北区版認知症ケアパス（北区認知症あんしんなび）を活用します。

事業名	事業内容
北区版認知症ケアパスの更新・活用	認知症の人やその家族が認知症の容態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示す「北区版認知症ケアパス（北区認知症あんしんなび）」を適宜更新します。認知症の人やその家族、医療・介護関係者等に配布し、ケアパスの活用を推進し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスにつなげます。



◀北区認知症あんしんなび

基本施策 2

医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

現状と課題

診断前の違和感や、診断直後を含めたすべての期間を通じて、認知症の様態に応じた、認知症の人やその家族の意思・価値観を尊重した適切な医療・介護の提供が求められています。そのためには、より早い時期からの継続的な支援のなかで、本人の意思やニーズを把握することが大切です。これまで、北区もの忘れ相談や、認知症カフェなど、身近な相談先の充実を図ると同時に、認知症初期集中支援事業を通じて、診断前の早期の段階からの支援を行ってきました。

今後はこれらに加え、本人のなじみの人や地域の関係者との連携を図りながら、地域の医療・介護・福祉等の多職種がそれぞれの機能を十分に発揮できるようなネットワークを構築していく必要があります。

施策の方向

早期発見・早期対応

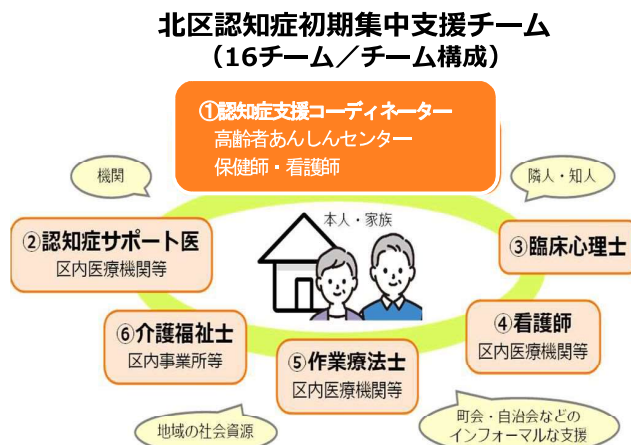
〇早期支援につながる仕組みを強化するために、認知症初期集中支援事業のさらなる周知や、本人の意思を尊重した支援を充実します。

基本目標4－施策の方向（2）

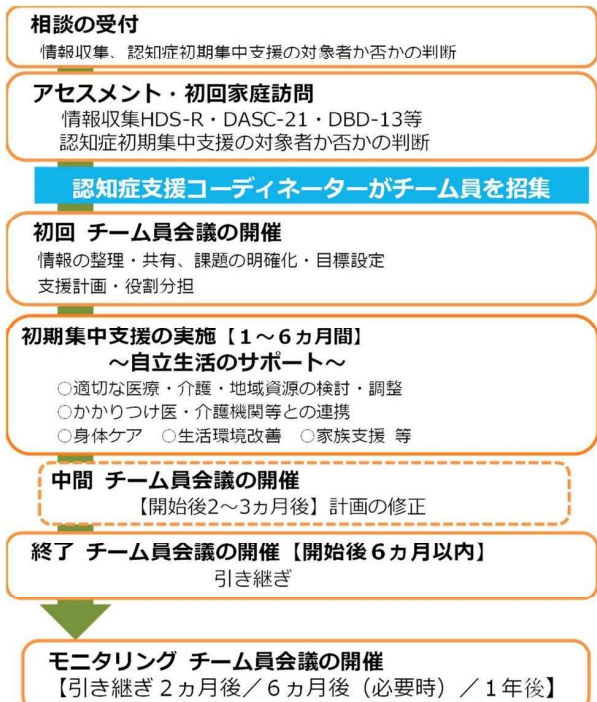
事業No.122 『認知症初期集中支援事業』

重点

<支援の概要>



<支援の流れ>



○北区もの忘れ相談や認知症カフェにおいて、より身近で、気軽に相談を行うことのできる体制の充実を図ります。

- ・「認知症カフェ」は地域の支え合いを進める交流・活動の場であり、北区では認知症カフェを「オレンジカフェきたい〜な」と呼んでいます。
- ・認知症の正しい情報案内のほか、医師による「もの忘れ相談」や専門スタッフ（歯科医師、臨床心理士、作業療法士）による相談も実施しています。

基本目標 1 – 施策の方向 (1)
事業No. 5 『認知症カフェの開催』

重点

事業名	事業内容
もの忘れ相談事業	北区医師会と連携し、認知症の心配のある人やその家族を対象に、認知症カフェにおいて、もの忘れ相談を実施し、日常生活への助言や早期発見・早期支援を目指します。

○軽度認知障害（MCI）も含めた、認知機能低下のある人、認知症の人及びその家族に対する早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、高齢者あんしんセンター、認知症疾患医療センター等の連携を進めていきます。

認知症地域支援推進員：各高齢者あんしんセンターに2名以上配置し、認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、認知症疾患医療センターを含む地域の医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行います。

認知症支援コーディネーター：保健師、看護師等の医療専門職で認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通し、認知症初期集中支援チームの運営や個別ケース支援のバックアップ、専門医等とのネットワーク構築を図ります。

基本目標4 – 施策の方向 (1)
事業No.115 『認知症地域支援推進員の活動の推進』

重点



◀認知症サポーター養成講座（民間企業向け）の様子

第 6 章

介護保険事業の運営

高齢者あんしんセンターの特徴のある活動

★オレンジわんわんパトロール隊

愛犬の散歩道で「不安そうにしている」「道に迷って困っている」等の高齢者を見かけたら、やさしく声かけをしたり、高齢者あんしんセンターに連絡をする仕組みをつくり活動を進めている。



★オレンジガーデニングプロジェクト

・認知症のシンボルカラーであるオレンジ色の花を地域のいろいろな場所で育てる活動です。



近隣のデイサービスでの協力活動の様子

認知症バリアフリーの推進

- 生活の基盤を支える事業所・商店への認知症の普及・啓発活動を通じて、認知症バリアフリーをすすめる機運を高めるとともに、各地域の実情に応じた連携支援を促進していきます。
- 地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用や権利擁護等の取組みを進めます。

重点

基本目標3 – 施策の方向 (3)

事業No.91 『成年後見制度の利用促進』

事業No.92 『権利擁護センター「あんしん北」の機能充実』

事業No.103 『バリアフリーの促進』

事業名	事業内容
認知症サポート店の活動支援	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人に配慮した対応を心がける小売業・金融機関等を区に登録し、認知症ケアパス等で区民に広く周知します。

認知症の人が暮らしやすいまち 北区をめざして

「北区認知症サポート店」

認知症サポート店とは
認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに賛同し、認知症の人がその人らしく地域で暮らしていけるように応援をする、小売店等の接客を行う事業所です。(介護事業所・医療機関を除く)

本人の視点に立ったかわり
本人の気持ちを大切に

認知症サポーターがいます

北区

ステッカー

認知症サポート店になるためには

- 1 事業所向け認知症サポーター養成講座を受講※1
- 2 認知症サポート店登録申請書を「高齢者あんしんセンター」に提出(窓口：認知症地域支援推進員※2)
- 3 高齢者あんしんセンターからサポート店ステッカーを受け取り貼付

申請受理

ステッカー交付

北区

認知症サポート店を区ホームページや認知症あんしんナビ等に掲載※3

※1 事業所向け認知症サポーター養成講座の希望は、高齢者あんしんセンターにご連絡ください。
※2 認知症地域支援推進員は各高齢者あんしんセンターに配置されており、認知症に関する専門知識及び経験を有し、認知症の人やその家族への支援や関係機関の連携を図るための取組等を行っています。
※3 同意を得た事業所のみ登録情報を掲載し、認知症サポーターがいなくなった場合には登録を取り消します。定期的に認知症サポーターの在籍状況を確認します。

【問い合わせ】北区長寿支援課 03-3908-9017

◀北区認知症サポート店の案内

基本施策4

認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・認知症の人の権利

① 現状と課題

認知症の人の多くが、認知症になることで、電車やバスでの移動や買い物、趣味活動の参加といった、外出や交流の機会を減らしている実態があります。認知症にならなくても、高齢になると難しくなることが増え、人の手を借りる必要が出てきます。一方で、認知症であっても自分のできることを続けることで、周囲や地域に貢献している場面も多くあります。

商店や金融機関、地域活動の参加、就労など、生活の様々な領域で、認知症になっても利用しやすい、もしくは認知症の人本人が活躍できるような地域の仕組みづくりが求められています。

同時に、認知症の人の安全や権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進や、権利擁護のための相談体制等の充実が重要となっています。

若年性認知症は、就労継続や子育て等、高齢期の発症とは異なる生活上の問題があります。障害者総合支援法に基づく制度の活用を含め、支援や相談に的確に応じる必要があります。

② 施策の方向

若年性認知症の人への支援

- 講演会等を通じて若年性認知症に関する啓発を推進するとともに、必要な人に適切な相談や支援に応じる体制をつくっていきます。
- 若年性認知症カフェを開催し、若年性認知症の人と家族、地域の人と交流し、情報交換や相談支援を行っていきます。
- 様々な関係機関と連携しながら、就労や地域で安定した生活に向けた取組み、社会参加等の就労的活動の支援を進めていきます。

基本目標1 – 施策の方向(1)

重点

事業No.18 『若年性認知症の啓発・活動支援』

事業名	事業内容
若年性認知症訓練事業 〈障害者福祉センター〉	軽度の若年性認知症の方の進行を遅らせることを目指し、専門のスタッフがグループで訓練を行います。

本人が社会参加できる場の拡充

○認知症の人やその家族と地域住民誰もが気楽に集い語り合う地域の身近な交流の場として、区内全域で認知症カフェを開催し機能の充実を図ります。

○認知症の人が、支えられる側だけでなく、支える側としていきがいや役割を持ち、地域で生活ができるように、サロンや認知症カフェ、地域活動等に参画する機会や取り組みを進めます。

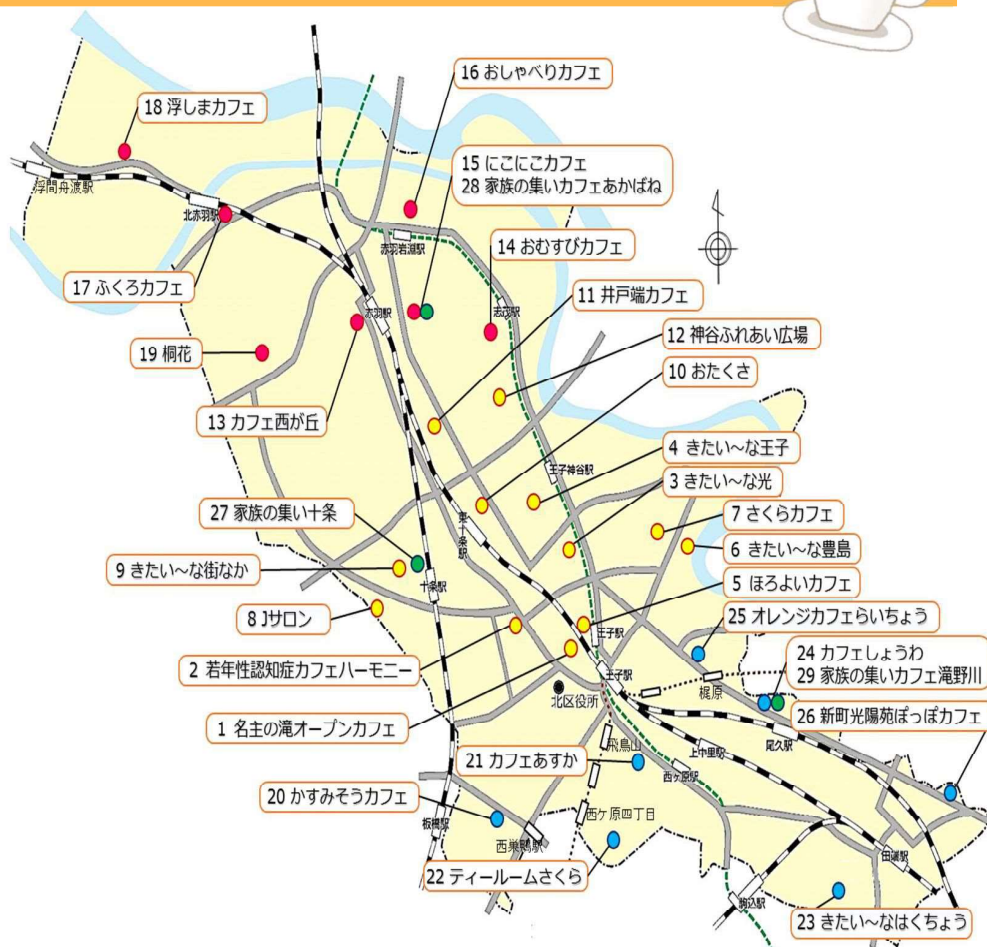
基本目標1－施策の方向(1) 事業No.5『認知症カフェの開催』

重点

北区のオレンジカフェ



王子地区	1	名主の滝オープンカフェ
	2	若年性認知症カフェハーモニー
	3	きたい〜な光
	4	きたい〜な王子
	5	ほろよいカフェ(男性限定)
	6	きたい〜な豊島
	7	さくらカフェ
	8	Jサロン
	9	きたい〜な街なか
	10	おたくさ
	11	井戸端カフェ
赤羽地区	12	神谷ふれあい広場
	13	カフェ西が丘
	14	おむすびカフェ
	15	にこにこカフェ
	16	おしゃべりカフェ
	17	ふくろカフェ
	18	浮しまカフェ
	19	桐花
	滝野川地区	20
21		カフェあすか
22		ティールームさくら
23		きたい〜なはくちょう
24		カフェしょうわ
25		オレンジカフェらいちょう
26		新町光陽苑ぼっぼカフェ
家族の集いカフェ		
27		家族の集い十条
28		家族の集いカフェあかばね
29	家族の集いカフェ滝野川	



※令和5年度版

基本施策3

認知症の発症・進行リスクの低減 ・ 社会参加

① 現状と課題

認知症であってもなくても、社会との継続的なつながりが必要です。また、地域や家庭の中で役割をもって活躍し続けることや、生涯にわたる健康づくりに取り組むことは、認知症になることを遅らせたり、進行を緩やかにする可能性が示唆されています。

社会の中で孤立せず、誰もが身近に通える社会参加・活躍の場を充実していくことが必要です。そして、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加のあり方や、認知症の人が他の人々と支えながら共生することができる社会環境の整備に努めていきます。

なお、北区は「認知症施策推進大綱」と同様に、「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と考えます。

② 施策の方向

認知症の発症・進行リスクの低減に資する活動の推進

○社会参加のきっかけをつくるとともに、自発的な地域貢献活動が広がっていくよう、現在進めている介護予防事業との連携・融合を図ります。



基本目標2－施策の方向（3）
事業No.63 『地域介護予防活動支援事業』

重点



▲「りぷりんと・北」による絵本読み聞かせの様子

○ウォーキング教室や絵本読み聞かせ教室を開催し、教室修了後も仲間と一緒に続けられる自主グループ化を図ります。

事業名	事業内容
絵本読み聞かせ世代間交流プログラムの普及	絵本読み聞かせ教室を実施し、終了後は自主グループ化を図ります。教室の卒業生は、シニアボランティアとして、保育園、小学校、児童館や老人ホームなどで絵本の読み聞かせを行い、地域で多世代共生型の社会貢献活動を展開しています。

医療・介護連携の推進

- 医療・介護・福祉等従事者の認知症対応力を向上させ、多職種での連携を進めていくための研修を充実します。
- 地域の医療・介護の専門職から構成される認知症初期集中支援チームを各高齢者あんしんセンターに配置し、適切な医療や介護等のサービスにつなげていくために認知症疾患医療センターを含め関係機関との連携をさらに推進していきます。

事業名	事業内容
認知症対応力向上に向けた支援	医療・介護・福祉等の従事者を対象に、認知症の人とその家族を地域で支えるために必要な資質の向上及び、多職種連携の推進を目的とした研修やネットワークづくりを図ります。

家族介護者支援

- 認知症地域支援推進員を中心として、認知症に関する高齢者や家族の相談対応と適切な支援・調整を行います。
- 家族介護者の負担の軽減のため、また介護者が孤立しないよう家族介護者支援の充実を図ります。

事業名	事業内容
認知症家族介護者支援事業	介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象とした集いや、認知症のケアに関する講座や交流会を開催します。



◀ 認知症家族介護者支援事業の様子

チームオレンジによる活動の展開

○認知症サポーター養成講座を修了した人が学習する機会を設け、地域で実際の活動につなげるための取組みを行います。

重点

基本目標1－施策の方向（2）

事業No.20 『認知症支援ボランティアの活動支援』

○認知症の人と家族のニーズや願いと、認知症サポーターを中心とした地域での具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の基盤をつくり、地域支援体制の強化を図ります。

重点

基本目標1－施策の方向（2）

事業No.23 『チームオレンジの構築』

<チームオレンジのイメージ図>



※「チームオレンジ運営の手引き」より

1 介護サービスの利用状況と将来の見込み

介護サービスの見込量の推計にあたっては、被保険者数や要介護・要支援認定者数、第8期計画期間の各サービスの利用実績の他、区内における各介護サービス事業所団体との意見交換の内容を踏まえて行いました。

なお、見込量については、第9期計画期間中の各年度の他、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、全国的な高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年度も参考として推計しています。

（1）介護予防サービス

項目		実績値		実績見込	計画値			参考
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
介護予防 訪問入浴介護	回/月	7	5	4	6	6	6	8
	人/月	2	2	2	3	3	3	4
介護予防訪問看護	回/月	2,587	2,275	2,013	2,069	2,094	2,165	1,791
	人/月	345	329	296	315	319	330	276
介護予防 訪問リハビリテーション	回/月	768	691	641	668	728	736	551
	人/月	68	64	57	62	67	68	51
介護予防 居宅療養管理指導	人/月	512	526	563	569	590	619	584
介護予防 通所リハビリテーション	人/月	296	318	305	315	328	330	304
介護予防 短期入所生活介護	日/月	64	56	103	64	64	64	57
	人/月	11	12	13	20	20	20	18
介護予防 短期入所療養介護	日/月	3	1	0	0	0	0	0
	人/月	1	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	1,950	1,871	1,827	1,965	2,031	2,085	1,743
介護予防 特定福祉用具販売	人/月	33	37	28	33	35	36	37
介護予防住宅改修	人/月	35	34	33	35	35	35	35
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/月	147	144	162	168	179	179	172
介護予防 認知症対応型通所介護	回/月	42	41	29	33	33	33	40
	人/月	7	7	4	4	4	4	6
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人/月	6	7	7	7	8	8	7
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	人/月	2,324	2,270	2,205	2,270	2,339	2,410	2,105

※介護予防短期入所療養介護：サービス量を見込んでいません。

(2) 居宅サービス

第9期計画期間中においては、後述の地域密着型サービスの基盤整備状況や、その他必要に応じて、東京都との協議等により適切な整備を進めていきます。

項目		実績値		実績見込	計画値			参考
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
訪問介護	回/月	94,530	96,939	95,937	100,902	105,881	109,544	108,015
	人/月	3,626	3,663	3,645	3,740	3,939	4,072	3,972
訪問入浴介護	回/月	1,451	1,516	1,660	1,750	1,789	1,830	1,857
	人/月	302	318	334	335	343	351	356
訪問看護	回/月	18,067	19,318	21,182	23,519	24,017	24,920	23,916
	人/月	1,759	1,881	2,067	2,251	2,300	2,387	2,292
訪問リハビリ テーション	回/月	2,860	3,043	3,337	3,560	3,709	3,769	3,750
	人/月	218	231	243	244	255	259	258
居宅療養管理指導	人/月	4,295	4,548	4,718	4,885	5,077	5,153	5,197
通所介護	回/月	29,024	29,245	30,496	31,979	32,375	32,767	33,986
	人/月	2,736	2,785	2,892	2,969	3,006	3,042	3,151
通所リハビリ テーション	回/月	4,185	4,482	4,804	4,958	5,097	5,226	5,245
	人/月	588	640	688	721	741	760	762
短期入所生活介護	日/月	4,674	4,593	4,678	4,937	4,974	5,002	5,507
	人/月	535	538	586	612	618	621	685
短期入所療養介護	日/月	238	185	245	187	187	194	205
	人/月	32	29	37	34	34	35	37
福祉用具貸与	人/月	4,991	5,111	5,146	5,298	5,538	5,762	5,607
特定福祉用具販売	人/月	77	73	79	70	75	78	78
住宅改修	人/月	48	47	48	49	51	53	45
特定施設入居者 生活介護	人/月	1,240	1,281	1,330	1,404	1,475	1,522	1,516
居宅介護支援	人/月	7,087	7,241	7,296	7,465	7,692	7,925	7,776

※特定施設入居者生活介護：第9期計画期間中については、既に設置予定等のものを除き、新規整備を見込みません。

(3) 施設サービス

施設サービスについては、被保険者数や要介護認定者数、第8期計画期間のサービス供給実績、区内施設の整備計画等をもとにサービスごとの給付費・見込量を算出します。

«サービス量見込・整備方針»

介護老人福祉施設	
<p>区内に11施設1,318床、区外に7施設175床、合計1,493床が整備されています。</p> <p>第9期計画期間中は、区立施設の大規模改修を実施するため、一時的に入所定員が減少しますが、引き続き需要は高いことから、次期計画期間以降の施設の整備を検討します。</p>	
介護老人保健施設	
<p>区内に6施設(608床)が整備されています。</p> <p>医療的な介護が必要な高齢者の需要は引き続き増加傾向にあることから、需要の増加を見込みます。</p>	
介護医療院	
<p>現在、区内に施設はないことから、区外施設の利用について見込みます。</p>	

項目		実績値		実績見込	計画値			参考
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
介護老人福祉施設	人/月	1,547	1,525	1,495	1,551	1,577	1,600	1,661
介護老人保健施設	人/月	610	628	634	646	650	663	675
介護医療院	人/月	26	28	32	42	45	45	44

(4) 地域密着型サービス

整備にあたっては、地理的配置バランスや、北区介護保険運営協議会の委員の意見などを踏まえ、適切に進めていきます。

なお、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護については、これまでの公募実績を踏まえた整備数としていますが、今後のサービス量の見込や公募選定状況に伴い、適宜見直しを図っていきます。

「整備数」

(単位：事業所数)

項目		現状	第9期計画	累計
		5年度末見込	整備数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	整備数	3	1	4
小規模多機能型居宅介護	整備数	3	1	5
看護小規模多機能型居宅介護	整備数	1		

「サービス量見込・整備方針」

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
整備	<p>第8期計画期間に、赤羽地区に1か所、滝野川地区に1か所整備され、計3か所となりました。</p> <p>在宅療養や医療的ケアの必要な利用者が引き続き増加するものと考えられることから、第9期計画期間においても、未整備圏域を重点区域として公募・整備するとともに、区内居宅介護支援事業所への普及啓発や、開設を検討している事業者に向けた説明等の取組について、推進していきます。</p>
夜間対応型訪問介護	
-	<p>令和5年度末時点では、区内に1事業所が整備されています。今後も、サービスの需要把握に努めながら、既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。</p>
認知症対応型通所介護	
-	<p>令和5年度末時点では、区内に12事業所が整備されています。</p> <p>認知症高齢者は今後も増加が想定されますが、区内ニーズを踏まえ、第9期計画期間中は新たな整備を行わず、既存の事業所・定員数をベースに適切な需要を見込みます。</p>
地域密着型通所介護	
-	<p>地域密着型通所介護は、定員18人以下の小規模なデイサービスとして、身体機能向上や生活動作の向上など、地域特性に合わせた特徴のあるサービス提供を行っています。</p> <p>第8期計画期間中では新規開設に合わせて学識経験者等と審査を行っていましたが、計画値を超える給付費の伸びがあったことから、令和4年度に計画期間中の指定を行わないこととしました。第9期では、引き続き給付費の伸びに注視しつつ、原則として整備は行わないものとします。</p>

小規模多機能型居宅介護	
整備	<p>令和5年度末時点では、区内に3事業所が整備されています。</p> <p>小規模多機能型居宅介護は、地域共生社会の実現へ向けて、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援していく体制の中核として期待されています。第8期計画期間中に、区西部を中心とした4か所の公募を行いました。整備に至りませんでした。</p> <p>整備の課題としては様々な要因が考えられますが、主なものとして都市部における整備用地の不足等が挙げられますので、区有地の活用を含めた整備用地の確保や、施設整備・開設準備・開設当初の運営への補助について検討していきます。</p> <p>並行して、地域ニーズの把握等を進め、改めて公募を行います。</p>
看護小規模多機能型居宅介護	
整備	<p>令和5年度末時点では、区内に1事業所が整備されています。</p> <p>今後、医療的な介護が必要な方も、在宅療養の需要が高まることが予想され、地域共生社会の実現へ向け、その役割は大きく期待されているところです。</p> <p>一方、小規模多機能型居宅介護とともに整備用地の不足や、介護職だけでなく看護職の人材確保も大きな課題となっています。整備用地の取得や、施設整備・開設準備・開設当初の運営に係るさらなる補助を含めて検討していくとともに、地域ニーズの把握等を進め、改めて公募を行います。</p>
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	
-	<p>令和5年度末時点では、区内に16施設（定員288人）が整備されています。</p> <p>一定の充足が見られることや、介護人材の確保が困難であることを踏まえ、第9期計画期間中の整備は行わず、既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。</p>
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	
-	<p>令和5年度末時点では、区内に1施設が整備されています。</p> <p>第9期計画期間中の整備は行わず、既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。</p>
地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム）	
-	<p>現在、区内に施設はありません。</p> <p>新規事業者の参入が見込めないため、第9期計画期間中の整備は行いません。</p>

項目		実績値		実績見込	計画値			参考
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	21	29	40	43	46	50	51
夜間訪問型訪問介護	人/月	20	23	33	35	37	38	40
地域密着型通所介護	回/月	9,543	8,963	8,415	8,566	8,415	8,264	7,847
	人/月	1,096	1,053	996	1,011	993	975	925
認知症対応型通所介護	回/月	3,113	2,992	3,198	3,158	3,127	3,095	3,515
	人/月	308	293	306	290	287	284	323
小規模多機能型居宅介護	人/月	58	56	57	59	62	65	62
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	17	18	21	22	23	27	29
認知症対応型共同生活介護	人/月	279	269	271	269	271	271	276
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	※	※	※	※	※	※	※
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	24	24	23	23	23	23	25

※地域密着型特定施設入居者生活介護：区内に施設はなく、サービス量を見込んでおりません。

(5) 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が地域において自立した生活を継続できるように区が実施する事業です。介護予防の推進や要支援者の多様な生活支援ニーズに対するサービス提供を図る「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」、高齢者あんしんセンターの運営に関わる「包括的支援事業」、区が独自に行う「任意事業」があります。

このうち、総合事業は、既存の介護サービス事業者に加えて、住民主体の取組を含む、多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるようにすることで、市町村が地域の実情に応じたサービス提供を行えるようにすることを目的とした事業です。

自立支援・重度化防止に向けては、総合事業の一層の充実が期待されています。国においては、令和5年に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設置し、第9期介護保険事業計画期間を通じて区市町村が集中的に取り組んでいくことを予定しています。

北区におきましても、高齢者の方が多様なサービスを選択できるよう、医療専門職の他、多様な主体とともに事業を推進していきます。

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の方）

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - 訪問型サービス、通所型サービス
 - 介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 高齢者あんしんセンターの運営
 - 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の開催
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
 - コーディネーターの配置、協議体の設置など
- 認知症総合支援事業
 - 認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送れるように、地域全体で介護予防を支援する取組です。「介護予防・生活支援サービス事業」と、「一般介護予防事業」があります。

<介護予防・生活支援サービス事業>

項目			計画値		
			6年度	7年度	8年度
訪問型サービス	予防訪問サービス	人	20,500	20,500	20,500
	いきいき生活援助サービス	人	1,500	1,500	1,500
通所型サービス	予防通所サービス	人	20,900	20,900	20,900
	通所型短期集中予防サービス		※	※	※
介護予防ケアマネジメント		件	19,600	19,600	19,600

基本目標2－施策の方向（3）

事業No.61 『介護予防・生活支援サービス事業』

事業No.62 『短期集中予防サービス事業』 ※

重点

<一般介護予防事業>

介護予防の普及啓発及び地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うために、65歳以上のすべての方を対象とした講座や教室、講演会などを開催します。

項目			計画値		
			6年度	7年度	8年度
介護予防把握事業 (笑顔で長生き調査(基本チェックリスト))	件	700	700	700	
介護予防普及啓発事業					
	介護予防講演会	延べ人数	200	200	200
	介護予防で元気はつらつサロン	回 (包括別)	2~6	2~6	2~6
地域介護予防活動支援事業	基本目標2－施策の方向（3） 事業No.63 地域介護予防活動支援事業				重点
一般介護予防事業評価事業（介護予防事業評価）					
地域リハビリテーション活動支援事業 (リハ職による自主グループ等への派遣)	基本目標2－施策の方向（3） 事業No.64 地域リハビリテーション活動支援事業				重点

包括的支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる支援を行ってまいります。

項目※	北区の事業	重点事業（4章）
地域包括支援センター運営	高齢者あんしんセンターの運営	基本目標4－施策の方向（1） 事業No.114 高齢者あんしんセンターの運営支援・機能強化 重点
在宅医療・介護連携推進事業	医療社会資源調査の実施	基本目標3－施策の方向（1） 事業No.79 在宅療養に関する知識の共有と連携強化の取組 重点 基本目標4－施策の方向（2） 事業No.120 在宅療養支援体制の支援強化事業
	在宅療養推進会議の開催	
	ICTを活用した情報共有・多職種連携の支援	
	在宅療養相談窓口事業	
	高齢者あんしんセンターサポート医の配置	
	多職種連携研修会・顔の見える連携会議の開催支援	
在宅療養普及啓発推進事業		
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	基本目標1－施策の方向（1） 事業No.1 生活支援体制整備事業 重点
	就労的活動支援事業	基本目標2－施策の方向（1） 事業No.35 高齢者のいきがづくり・社会参加支援 重点
認知症支援総合事業	認知症初期集中支援チームの配置	基本目標4－施策の方向（2） 事業No.122 認知症初期集中支援事業 重点
	認知症高齢者訪問相談事業	-
	認知症地域支援推進員の配置	基本目標4－施策の方向（1） 事業No.115 認知症地域支援推進員の活動の推進 重点
	認知症ケア向上多職種協働研修の実施	-
	認知症カフェの開催	基本目標1－施策の方向（2） 事業No.5 認知症カフェの開催 重点
	認知症ピアサポート活動支援	基本目標1－施策の方向（2） 事業No.22 認知症ピアサポート活動支援 重点
	チームオレンジの構築	基本目標1－施策の方向（2） 事業No.23 チームオレンジの構築 重点

地域ケア会議推進事業	北区地域ケア会議の開催	基本目標1－施策の方向（1） 事業No.2 北区地域ケア会議の開催	重点
	介護予防のための地域ケア個別会議の開催		

※ 厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目

任意事業

地域の実情に応じて、区独自の発想や創意工夫で実施する事業です。

※ 厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目

項目※	北区の事業	事業（各章）
介護給付費適正化事業	介護給付費適正化事業	6章4（3）給付適正化計画
その他	区長による成年後見申立て及び本人・親族の申立費用の助成	-
	成年後見人報酬助成	-
	シルバーピア生活援助員(LSA)派遣業務	基本目標3－施策の方向（4） 事業No.107 高齢者住宅（シルバーピア）の管理

2 介護サービス給付費と将来の見込み

(1) 介護サービス給付費

要介護・要支援認定者数の推計、給付実績や今後の施設整備計画等をもとに、サービス供給見込量を算定しています。

単位：千円

項目	実績値		実績見込	計画値			参考
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
介護予防サービス費計	833,498	681,690	683,852	719,813	750,589	763,908	691,600
居宅サービス給付費計	14,946,232	15,434,347	15,986,370	17,029,926	17,645,031	18,128,243	18,154,508
施設サービス給付費計	7,747,448	7,645,072	7,606,247	7,966,539	8,092,173	8,219,550	8,491,726
地域密着型サービス給付費計	2,570,046	2,479,973	2,535,215	2,596,860	2,609,819	2,623,593	2,665,216

(2) 標準給付額・地域支援事業費用額

(1) の介護サービス給付費に、特定入所者介護サービス費等を合算して、標準給付額を算出しています。介護サービスの利用率が上昇する後期高齢者人口が増加するため、給付額は増加するものと推計しています。

単位：千円

項目	実績値		実績見込	計画値			参考	
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度	
標準給付額	27,458,825	27,478,877	28,201,816	30,014,021	30,826,776	31,484,257	31,713,630	
居宅サービス	予防	823,885	671,520	675,074	710,314	740,332	753,651	681,668
	介護	14,946,232	15,434,347	15,986,370	17,029,926	17,645,031	18,128,243	18,154,508
施設サービス	介護	7,747,448	7,645,072	7,606,247	7,966,539	8,092,173	8,219,550	8,491,726
地域密着型サービス	予防	9,613	10,170	8,777	9,499	10,257	10,257	9,932
	介護	2,560,434	2,469,803	2,526,438	2,587,361	2,599,562	2,613,336	2,655,284
特定入所者介護サービス費等給付費	572,791	477,307	455,492	589,633	599,236	605,229	598,542	
高額介護サービス費等給付費	656,005	624,888	794,230	828,169	841,795	850,206	839,728	
高額医療合算介護サービス費等給付費	111,074	113,646	116,464	117,062	118,046	118,748	116,060	
審査支払手数料	31,343	32,125	32,724	31,806	32,076	32,268	32,748	

※サービス別の数値については、合計と一致しない場合があります。

単位：千円

項目	実績値		実績見込	計画値			参考
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
地域支援事業費用額	1,821,726	1,813,956	1,842,212	1,834,005	1,836,973	1,843,032	1,845,080
介護予防・日常生活支援総合事業	1,115,787	1,097,177	1,129,247	1,121,040	1,124,008	1,130,067	1,119,541
包括的支援事業・任意事業	705,939	716,779	712,965	712,965	712,965	712,965	725,539

※端数の関係上、合計と一致しない場合があります。

(3) 総費用額

(2) の標準給付額、地域支援事業費用額を合計すると、第9期計画期間中（令和6年度～8年度）の3年間の合計は979億円（10.4%増）となります。

単位：千円

項目	実績値		実績見込	計画値			参考
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
総費用額	29,280,551	29,292,833	30,044,028	31,848,026	32,663,749	33,327,289	33,558,710
標準給付額	27,458,825	27,478,877	28,201,816	30,014,021	30,826,776	31,484,257	31,713,630
地域支援事業費用額	1,821,726	1,813,956	1,842,212	1,834,005	1,836,973	1,843,032	1,845,080

※端数の関係上、合計と一致しない場合があります。

3 介護保険料の設定

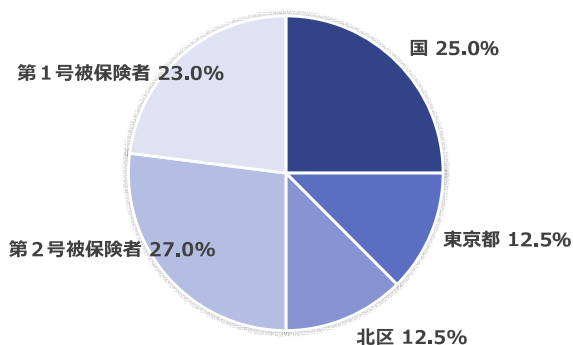
(1) 介護保険財源の負担割合

介護保険サービスを利用した場合、利用者は前年の所得に応じて割合が決定され、第1号被保険者（65歳以上の方）は費用の1～3割を負担します。残りの費用は介護保険財源によってまかなわれており、被保険者から徴収した保険料（第1号被保険者の保険料、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料）と、公費（国・東京都・北区）から成り立っています。

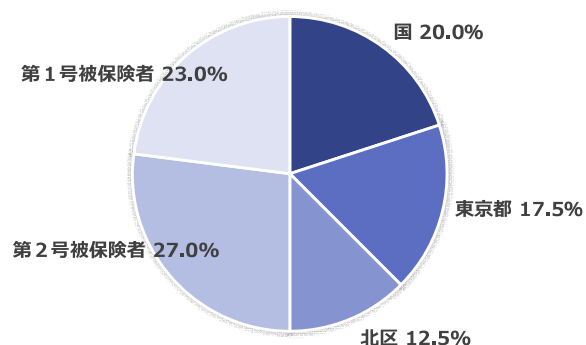
第1号被保険者の保険料の負担割合（23%）と第2号被保険者の保険料の負担割合（27%）は、全国の年齢人口比率により定められます。

【介護サービス費】

・ 居宅サービス

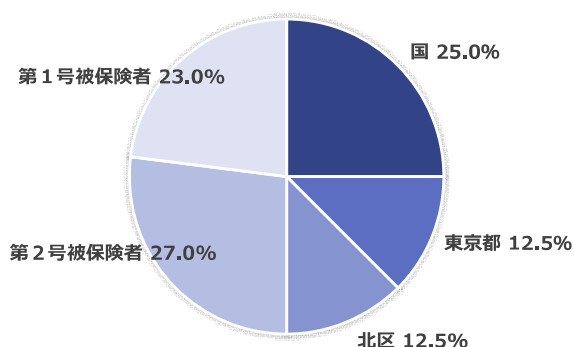


・ 施設等サービス

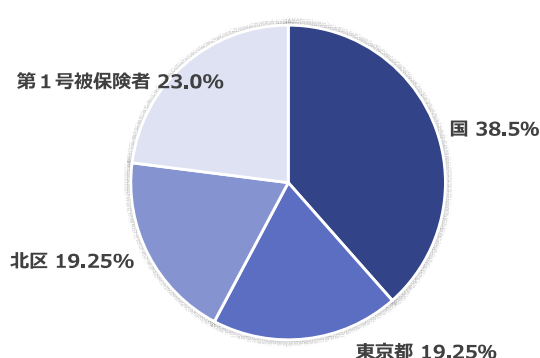


【地域支援事業】

・ 介護予防・日常生活支援総合事業



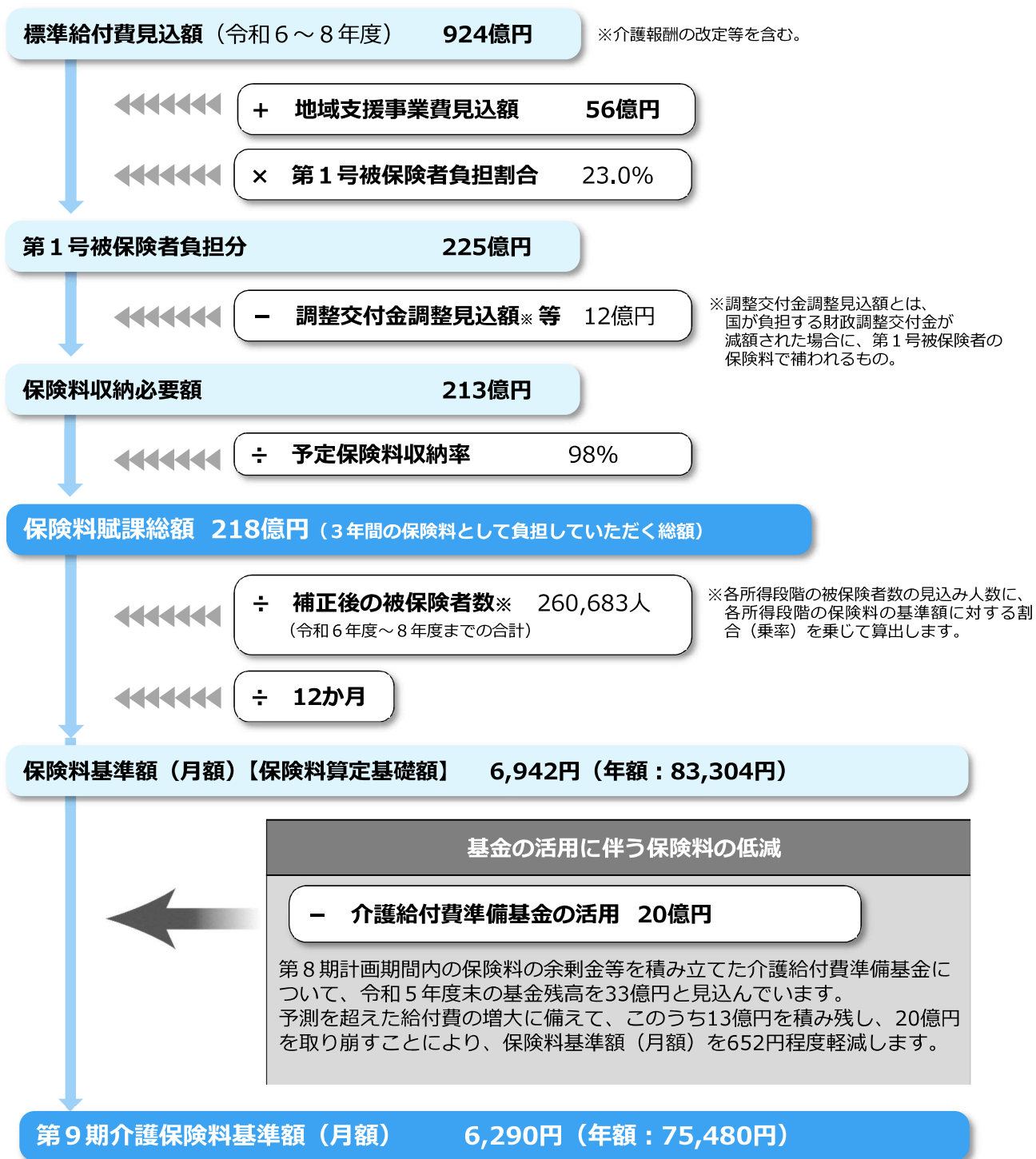
・ 包括的支援事業、任意事業



※ 居宅サービス、施設等サービス等の国負担分のうち、5%相当は調整交付金です。この交付金は、区市町村間の高齢者の所得分布等に応じて、交付割合を調整するものです。介護予防・日常生活支援総合事業についても、国の負担分には調整交付金が含まれます。

(2) 保険料基準額の算定 (第9期)

第9期計画期間における第1号被保険者の保険料は、要介護（要支援）認定者数の増減や、介護サービス事業所の整備等による介護サービス費の増減を考慮のうえ、以下の手順で算定します。



※端数の関係上、差引等の結果が一致しない場合があります。

(3) 保険料基準額の算定（令和22（2040）年度）

前項における算定方法を元に、第9期の第1号保険料基準月額に加え、令和22（2040）年度の保険料基準額について、このまま要介護認定者数の伸びが続くものとして、第9期の計画期間の介護保険料と同様の方法を用いて推計したところ、下記のとおりとなります。

	保険料基準額(月額)	第8期計画期間との比較
第8期計画期間 (令和3年度～5年度)	6,114円	
第9期計画期間 (令和6年度～8年度)	6,290円	+176円
令和22(2040)年度	約9,000円	+約2,886円

※令和22（2040）年度については、介護報酬改定及び介護保険給付費準備基金の取崩額については見込んでいません。

また、標準給付見込額は、要介護・要支援認定者数の推計、第8期計画期間の給付実績等をもとに算定し、第1号被保険者負担割合は23%としています。

保険料基準額の上昇については、高齢者のうち、特に85歳以上の方や要介護（要支援）認定者数の増加等に伴い、標準給付費見込額が上昇するものと見込まれており、一人あたりの保険料が増加するためと考えています。

この推計結果を踏まえ、介護予防・自立支援、重度化防止の取組を一層推進していきます。

(4) 所得段階別保険料基準額の設定

前項の保険料基準額に、所得段階に応じた保険料率を乗じたものが実際の保険料となります。保険料段階は、所得状況等に応じて保険料をきめ細かく設定するために、所得段階を決定していきます。

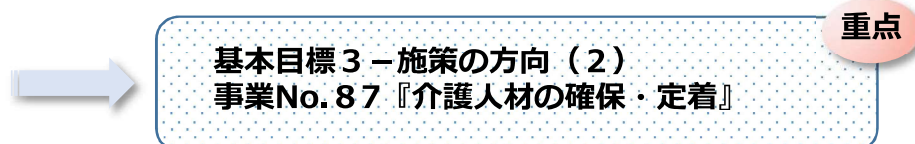
第8期計画期間における所得段階は16段階でしたが、第9期計画期間における所得段階は引き続き、16段階となります。前頁の保険料基準額（年額：75,480円）に、所得段階に応じた乗率を乗じたものが、実際の介護保険料（100円未満四捨五入）となります。

なお、段階間の所得再分配機能を強化する観点から、段階間での乗率調整や、第10段階以上において乗率の引き上げを行っています。

また、所得段階のうち第1段階～第3段階については、公費を投入することで保険料を軽減しています。

「実施事業」

事業名	事業概要
「電子申請・届出システム」の活用 «介護保険課»	介護サービス事業所のうち、北区が指定権者となる地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所等における新規指定・更新・変更・廃止等の届出について、紙による提出ではなく、システム上による申請を基本原則化する形で推進します。
介護現場におけるICT導入支援研修 «介護保険課»	事業所内のICT導入に向け、小規模事業所等に向けた情報発信・知識等の蓄積に向けた研修を行います。
介護現場におけるハラスメント対策 «介護保険課»	介護現場におけるハラスメント（身体的暴力・精神的暴力・セクシュアルハラスメント等）において、区内の訪問系事業所を中心とした実態を把握し、事業所の支援策について検討していきます。



(5) 災害や感染症に対する備え

各事業所等が提供している各種介護サービスは、利用者の方々やその家族の、自立した豊かな生活を継続しその質を維持するために必要不可欠なものです。

第8期介護保険事業計画期間中については、新型コロナウイルス感染症の流行により、介護サービス事業所のサービス提供体制に大きな影響を及ぼしました。

北区では、感染拡大期においても必要な利用者の方々の生活維持のため、介護サービスの提供を止めることがないよう、関係者サイト「北区ケア倶楽部」を活用した区内介護事業所への迅速な情報提供だけでなく、衛生物品の配付や、訪問サービス・高齢者施設向け研修、施設等従事者への一斉・定期的PCR検査等の実施、介護サービス提供に従事する職員への慰労金等の支給など、様々な取組を行ってまいりました。

一方、令和3年度介護報酬改定においては、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が経過措置期間とともに義務付けられました。

これらのことを踏まえ、事業所に対しては、BCPの策定等の適切な対応がなされているか確認していくとともに、迅速な情報提供をはじめ必要な支援を行っていきます。

また、今後、災害や新興感染症が発生した際にも、十分な対策を前提として、利用者に対して必要な援助を提供し続けることができる体制が重要であるため、区内介護事業所に対しては集団指導等を通じて適切な指導・助言を行っていきます。

福祉資格取得支援事業 ≪地域福祉課≫	区内の介護保険事業所等の人材確保を図るため、介護福祉士・介護職員初任者研修受講料等を補助します。
福祉のしごと総合フェア ≪地域福祉課≫	福祉職場の人材確保を支援するため、「北区福祉のしごと総合フェア」を開催し、就職の機会を増やします。 （北区社会福祉協議会主催、ハローワーク王子後援）

②人材の定着・育成

介護人材の定着を図るためには、各事業所の管理者による適切な組織マネジメントが必要です。新たに就業した人材が、適切にキャリアアップを図ることができるよう、支援を進めます。

また、専門知識や技術等のレベルアップを図るため、介護従事者の専門性の向上を目的とした研修を実施するとともに、各介護サービス事業者の会が自主的に実施する研修会を積極的に支援し、事業者と協力しながら人材の育成を推進します。

≪実施事業≫

事業名	事業概要
介護事業所管理者研修 ≪介護保険課≫	北区内にある介護事業所の管理者を対象として、適正な労務管理や、働きやすい職場環境づくり、離職防止、ハラスメント防止等の観点から、指導力・マネジメント力等の向上を目的として、区内介護事業所の管理者等に対し研修を実施します。
チームリーダー向け研修 ≪介護保険課≫	北区内にある介護事業所の中堅職員等の資質向上を図り、運営を適正化・効率化し、介護の質を向上させることを目的とした研修を実施します。
介護サービス事業所研修 ≪介護保険課≫	北区内にある介護事業所の全事業所を対象として、資質向上を目的として研修を実施します。

③生産性向上の推進

介護人材の確保・定着に向けた取組と並行して、介護現場における生産性向上に向けた取組を推進・支援し、職員の負担軽減を図ることで、介護現場においてより働きやすい環境を整備していくことが必要です。

併せて、介護現場における生産性向上に向けた取組の展開については、保険者である区だけでなく、都道府県との連携において推進していくことが極めて重要です。これまでも、介護現場におけるICTの導入においては、国や東京都の支援事業の情報提供を行ってまいりましたが、都道府県において生産性向上に資する様々な支援や取組が促進されるよう努める旨の努力義務が設けられました。このことに伴い、東京都との緊密な連携の下、事業者支援に取り組んでいきます。

また、これまでも、文書に係る負担軽減にあたり電子申請の推進等を行ってまいりましたが、指定申請等の際に「電子申請・届出システム」を基本原則化とするなど、事業者の負担軽減に努めていきます。

(4) 介護人材の確保・定着及び介護現場の生産性の向上の推進

本計画の基本方針である「北区版地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けては、これを支える介護人材の確保が喫緊の課題となる中、全国的に介護人材の不足と職場への定着率の悪化が問題となっています。特に、訪問系サービスにおいては危機的な状況となっています。


質の高い安定した介護サービスの提供継続のためには、区としての介護人材における特徴の把握・課題の抽出や人材に係る推計を通じ、介護職の魅力についてこれまで以上に発信するとともに、区内介護事業所団体との意見交換を通じて、介護従事者の負担軽減や職場環境の改善などの生産性の向上の推進に向け、積極的に取り組んでいくことが重要です。

①人材の確保

介護人材のすそ野を広げる取り組みとして、区内の就労意欲のある方に対し研修を行い、修了した方を区内介護サービス事業所への就職に繋げていきます。また、中長期的な介護人材確保に向け、中学生向け介護の仕事啓発冊子を作成・配付し、将来の介護人材確保につなげます。

この他、さらなる人材確保策を展開し、介護の仕事への理解が深まるよう努めるとともに、介護という仕事の魅力発信等のための必要な取り組みについて、関係機関や東京都と連携しながら検討を進めます。

《実施事業》

事業名	事業概要
生活援助員研修 《介護保険課》	生活援助サービスの担い手育成研修を拡大し、介護に関する入門的研修を実施します。修了後、訪問介護サービス事業所による就職相談会の開催や、事業所の見学・面接機会の設定などのマッチングを行い、着実な就業へ繋げていきます。
ステップアップ研修 《介護保険課》	生活援助員研修を修了し希望する方へ、国の入門的研修に必要な科目のうち、介護における安全・安楽な体の動かし方など、施設等に従事するために必要な知識・技術を習得します。 修了後、区内介護老人福祉施設による就職相談会の開催や、事業所の見学・面接機会の設定などのマッチングを行い、着実な就業へ繋げていきます。
中学生向け介護の仕事啓発冊子の作成・配付 《介護保険課》	中長期的な視点で将来の介護人材確保につなげるため、中学生の職場訪問・職場体験事業の際に介護現場を選択してもらえるよう、中学生を対象に、介護の仕事の魅力伝える冊子を作成・配付します。 
介護事業所検索システムにおける求人情報掲載 《介護保険課》	介護事業所検索システムへ、介護事業所における求人情報の掲載を行い、介護職への入職を希望される方の選択の一助とします。

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修会に参加するなどノウハウの獲得に努めましたが、これまでと同程度の項目の実施にとどまっています。現在、未実施の点検帳票を含め、実施の検討を行っています。
本計画期間の取組方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都や東京都国民健康保険団体連合会等が主催する研修会や出張説明等を活用し、点検ノウハウを蓄積するとともに、縦覧点検における保険者で確認すべき案件の確認や、適正化パッケージに基づくヒアリングシートを活用を通じて、継続的に実施できる体制の構築を検討し、適正な報酬請求を促します。

④その他

実施指導等における事業所の選定にあたっては、給付実績を積極的に活用することで、不適切な給付の早期発見・改善に繋げていきます。

本計画期間の 取組方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ●認定調査員現任研修 年2回実施 業務分析データ等を活用して内容を決定し、特記事項の記載方法や一次判定に影響が出やすい調査項目の定義の確認など、演習やロールプレイングを取り入れて実施します。 ●認定審査員現任研修 年1回実施 審査会においては、統一事例の審査を行い、一次判定から二次判定の軽重度変更率を比較・分析し、審査会ごとの差等について情報共有することで、要介護認定の平準化を図ります。
-------------------	--

②ケアプラン点検・住宅改修福祉用具点検

ケアマネジャーが作成した居宅サービス計画等の記載内容について点検及び支援を行うケアプラン点検のほか、住宅改修アドバイザー、福祉用具パートナー点検事業について推進することで、不適切なサービス提供について過不足のないよう見直し、給付の適正化に繋げていきます。

現状と課題	<p>「ケアプラン点検」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ケアマネジャーのスキル向上や“気づき”を促すため、個々に抱える課題に沿った点検を実施しました。一方、実施体制・方法について、より費用対効果の高い形での実施が求められます。 <p>「住宅改修・福祉用具点検」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅改修アドバイザー、福祉用具パートナー点検について、リハビリ職の任意団体と協力して実施しました。
本計画期間の 取組方針・目標	<p>「ケアプラン点検」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象事業所の選定については、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用するとともに、趣旨に沿ったケアプラン点検のノウハウを持つ事業者への業務委託を通じて実施することで、居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上にも寄与していきます。 ●ケアプラン点検実施目標 各年度10件 <p>「住宅改修・福祉用具点検」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リハビリ職の任意団体等と引き続き協力して推進していきます。 住宅改修事業者等向けの代理受領登録事業者説明会は毎年1回開催し、制度の趣旨や手続きについて周知し、事業所の理解を深めていきます。

③医療情報との突合・縦覧点検

事業実施に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業の効率的に実施し、適正な報酬請求を促します。

(2) 収入確保策

介護保険料の納め方は、受給している基礎年金額によって決められており、年金からの差し引きで納める特別徴収と、納付書や口座振替等で納める普通徴収に分かれます。

このうち普通徴収については、納付時の利便性向上を目的に、スマートフォンなどのアプリを利用した電子マネー等のキャッシュレス決済を導入しており、今後も納付方法の拡大を推進していきます。

また、滞納者に対しては、要介護認定の際に不利益（給付制限）が生じる可能性があることから、督促状や催告書の送付、北区納付案内センターによる架電及び訪問、委託事業者による文書投函を通じて注意喚起を行っており、申請時における電話及び文書による催告も行っています。

なお、納付が困難な方を考慮し、分納（分割納付）、減額等の制度を設けており、より一層の制度周知を図ります。

(3) 給付適正化計画

介護給付の適正化は、保険者である北区と事業者が、利用者の自立支援に役立つ介護サービスを過不足なく適正に提供できる制度を持続させ、現在から将来までの利用者を保護するための取組です。

北区では、これまでも主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）すべてを実施してきましたが、第9期介護保険事業計画の策定に向けては、国において、効果的・効率的に事業を実施する観点から、主要5事業について再編し、ケアプラン点検と親和性の高い住宅改修・福祉用具点検は合わせて一つの事業として、優先順位をつけて行うとともに、実施内容の充実を図ることとされました。

これを受け、区においても給付適正化事業を再編し、集中して取り組む体制を構築するとともに、東京都との協議や、国民健康保険団体連合会とも協力し、各事業の取組を推進していきます。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の公平性を保ち、介護保険制度への信頼を高めるため、全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に行われるよう取り組みを推進します。

現状と課題	<p>計画に基づき、認定調査員、審査会委員等への研修を実施しました。</p> <p>認定調査員研修は、業務分析データ等を活用して内容を決定し、特記事項の記載方法や一次判定に影響が出やすい調査項目の定義の確認など、演習やグループワークを取り入れて実施しました。</p> <p>審査会においては統一事例審査を実施し、その結果をもとに審査会委員の研修を行い審査判定手順の確認や考え方の情報共有を行っています。</p> <p>要介護認定における平準化への影響については、分析や検討を進めていく必要があります。</p>
-------	--

4 介護保険制度の円滑な運営に向けて

介護保険制度を持続可能なものとし、円滑に運営していくためには、全世代型社会保障の実現に向けた給付と負担のバランスだけでなく、利用者が介護サービスを選択できるよう、サービスの質の担保を目指した介護サービス事業所の支援等について、より一層の取組を推進していく必要があります。

北区では、低所得者への配慮や、給付の適正化、介護人材の確保・定着及び介護現場の生産性の向上等について推進していきます。

(1) 低所得者への配慮

① 介護保険料減額制度

保険料負担が低所得者に対して過度の負担とならないように、条件に該当する方に保険料の減額を行います。

減額の条件	減額の対象と内容
① 世帯の実月収額が生活保護基準の115/100以下 ② 世帯全員が資産（居住用以外の土地または家屋、300万円以上の預貯金）を所有していない ③ 住民税課税者の被扶養者となっていない ④ 保険料を滞納していない	第1段階の方（老齢福祉年金受給者のみ） 第1段階保険料（軽減後）の半額相当額に減額します。
	第2・第3段階の方 第1段階保険料（軽減後）相当額に減額します。

② 食費と居住費（滞在費）の減額制度

介護保険施設（介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院）または、ショートステイ（(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護）を利用する場合に、所得区分に応じた負担軽減を行います。

③ 生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

国の特別対策「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業」として、利用者負担額の軽減を行います。

④ 高額介護サービス費の支給

1か月に支払った介護保険における自己負担額が決められた限度額を超えた場合は、超えた分を支給し、負担を軽減します。

⑤ 高額医療合算介護サービス費の支給

同一の医療保険に加入している世帯内で、医療保険と介護保険を合わせた1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の自己負担額が、決められた限度額を超えた場合に超えた分を支給し、負担を軽減します。

第9期				(参考) 第8期		(参考) 被保険者数 構成比見込 (令和6年度)
所得 段階	対象となる方	乗率	保険料年額	乗率	保険料年額	
1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合 計額が80万円以下の方	0.30 【軽減前】 0.47	22,644円 【軽減前】 35,500円	0.3 【軽減前】 0.5	22,014円 【軽減前】 36,700円	21.9%
2	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収 入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	0.415 【軽減前】 0.615	31,324円 【軽減前】 46,400円	0.41 【軽減前】 0.66	30,086円 【軽減前】 48,400円	8.8%
3	世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段 階以外の方	0.700 【軽減前】 0.705	52,836円 【軽減前】 53,200円	0.67 【軽減前】 0.72	49,165円 【軽減前】 52,800円	8.7%
4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が 住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額が80万円以下の方	0.9	67,900円	0.86	63,100円	9.3%
5	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が 住民税非課税で、第4段階以外の方	1.0	75,500円	1.0	73,400円	9.1%
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円未満の方	1.2	90,600円	1.2	88,100円	13.9%
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円以上200万円未満の方	1.35	101,900円	1.35	99,100円	11.6%
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の方	1.6	120,800円	1.6	117,400円	7.1%
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300万円以上500万円未満の方	1.7	128,300円	1.7	124,700円	5.3%
10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 500万円以上800万円未満の方	2.1	158,500円	2.0	146,800円	2.0%
11	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 800万円以上1,100万円未満の方	2.4	181,200円	2.2	161,400円	0.8%
12	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,100万円以上1,500万円未満の方	2.7	203,800円	2.5	183,500円	0.5%
13	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,500万円以上2,000万円未満の方	3.0	226,400円	2.8	205,500円	0.4%
14	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 2,000万円以上2,500万円未満の方	3.3	249,100円	3.1	227,500円	0.2%
15	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 2,500万円以上3,000万円未満の方	3.5	264,200円	3.3	242,200円	0.1%
16	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 3,000万円以上の方	3.7	279,300円	3.5	256,800円	0.4%

(6) リハビリテーションサービス提供体制の構築

北区においては、これまでも、地域包括ケアシステムの構築を進め、様々な地域資源を整備してまいりました。また、医療においては地域医療構想に基づく病床の機能分化等が進められており、医療と介護をはじめとする多機関の連携の重要性が、今後ますます高まってまいります。

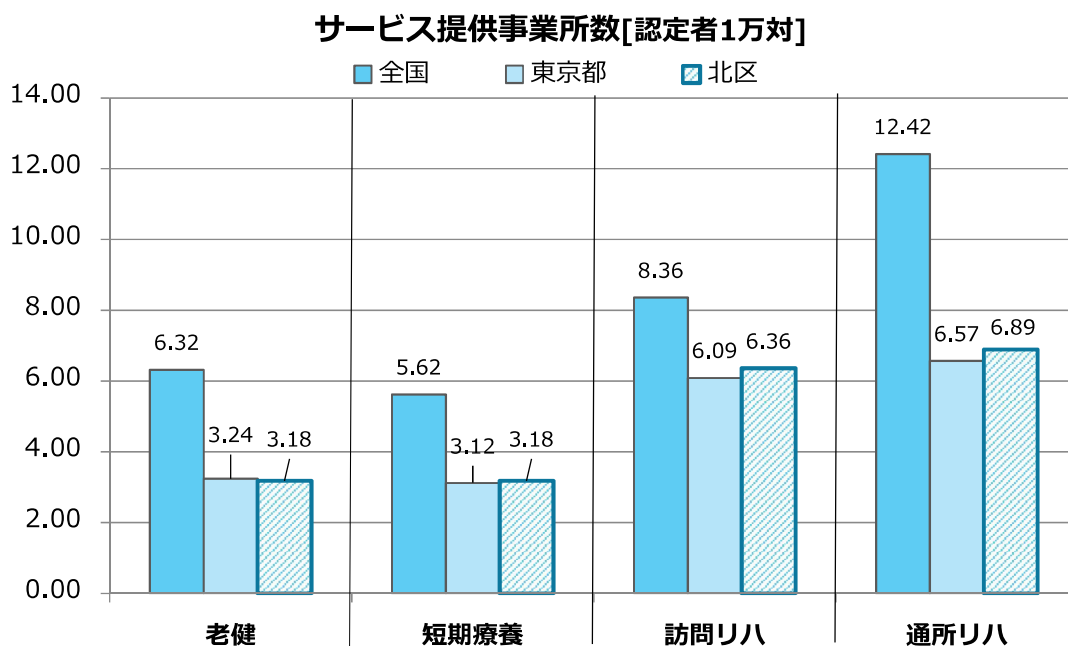
要介護状態となっても地域・家庭の中でいきがいや役割を持って生活することができる地域を目指すためには、介護予防・フレイル予防の観点からも、要介護（支援）者が必要に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、地域支援事業と保険給付の双方の観点からのリハビリテーションサービスの提供体制を構築し、これを推進していく必要があります。区においては、職能団体への支援など、適切に対応してまいります。



フレイル
基本目標2 – 施策の方向（3）

①北区の現状（事業所数）

北区の事業所数は、認定者1万人に対し、東京都の平均とほぼ同等程度の整備がされているものの、全国比では少ない状態となっています。



※地域包括ケア「見える化」システム資料（令和3年度）

②北区の現状（利用率）

○介護老人保健施設

要介護3の方の利用率が特に低くなっている他、東京都とほぼ同等となっています。

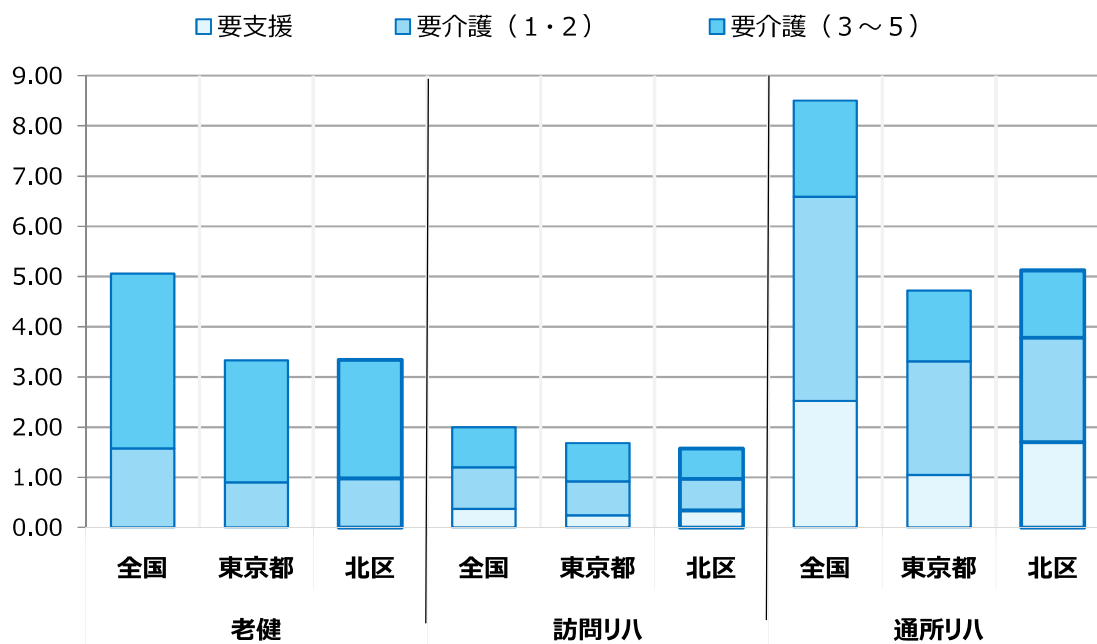
○訪問リハビリテーション

要支援は東京都を上回っていますが、重度認定者は全国及び東京都を下回っています。

○通所リハビリテーション

訪問リハビリテーションと同様、要支援者の利用率は東京都を上回っています。

利用率（要介護度別）（令和4年(2022年)）



※地域包括ケア「見える化」システム資料（令和4年度）

(7) 事業運営の適正化・安定化のための支援等

区内の介護サービス事業者が適正で安定的な運営を行えるよう支援します。また、制度の内容について理解が得られるよう、適切な情報提供を行うなど普及啓発に努めます。

《実施事業》

事業名	事業内容
事業者への指導・監督	各サービス事業所を訪問し、サービス内容や介護給付の状況等について、法令・通達・基準に対する適合状況等を個別に明らかにし、必要な助言、指導を行います。 また、各サービスが共通して該当する事項について、集団指導を通じて適切な運営について指導を行います。
介護サービス事業者の会への支援・情報交換	各介護サービス事業者の会が自主的に実施する研修会へ、講師の派遣、会場の確保の支援等を行います。 また、定期的に事業者団体との連絡会（介護サービス事業者連絡会）を開催し、情報提供や意見交換を行います。
ケアプラン自己作成者への支援	居宅サービス計画（ケアプラン）を自分（家族）で作成する方に作成方法をホームページに掲載するなど支援を行います。
運営推進会議等への参加	地域密着型サービスにおける運営推進会議等に区職員が積極的に参加し、情報提供や意見交換を行います。
苦情相談や通報への適切な対応	苦情相談や通報には、事業者と協力し、迅速な解決に努めるとともに、必要に応じて利用者宅を訪問し、詳細な説明を行います。
苦情相談・通報情報の適切な把握・分析及び活用	苦情相談や通報情報を整理、分析し、事業者指導に活用するなど、サービスの改善が図られるよう努めます。
制度案内パンフレットの作成及び配布等	介護保険制度のパンフレットや事業者ガイドブックを作成し、高齢者あんしんセンターで配布するほか、事業者向け研修会等で活用します。 また、ホームページでの周知等により、サービスの利用方法やサービスの種類等の情報をわかりやすく提供します。



資料編

1 東京都北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会設置要綱

4北福高第1465号
令和4年6月23日区長決裁

(設置目的)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画とを一体的なものとする北区地域包括ケア推進計画（以下「計画」という。）を策定し、地域包括ケアシステムの充実を図るため、東京都北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査し、検討する。

- (1) 計画の策定に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、学識経験者2名、区内関係団体代表8名、公募委員3名及び行政機関職員8名とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
 - 3 副委員長は、委員長が指名する。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(招集等)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課及び同部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画が策定された日限り、その効力を失う。

2 北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会 委員名簿

区 分	氏名（敬称略）	所 属 等
学識経験者	委員長 藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所 副所長
	副委員長 高野 龍昭	東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科 教授
区内関係団体	荒川 正代	民生委員・児童委員代表
	碓井 亘	医師会代表
	卜部 吉文	介護予防事業者代表
	大場 栄作	介護サービス事業者代表
	小川 孝 令和5年2月20日まで	町会・自治会代表
	阿藤 護 令和5年8月30日から	
	関口 久子	地域包括支援センター代表
	銭場 多喜夫	北区社会福祉協議会事務局長
	村上 義和	歯科医師会代表
区民代表	岩岡 さとみ	公募
	白井 亜紀	公募
	元井 康博	公募
北区	村野 重成	北区福祉部長
	前田 秀雄 令和5年3月31日まで	北区健康部長（北区保健所長）
	尾本 光祥 令和5年4月1日から	
	倉林 巧	北区政策経営部企画課長
	長嶋 和宏	北区福祉部地域福祉課長
	滝澤 麻子	北区福祉部長寿支援課長
	鈴木 正彦	北区健康部健康推進課長
	藤野 ユキ 令和5年3月31日まで	北区健康部地域医療連携推進担当課長
	佐藤 己喜人 令和5年4月1日から	
	荻野 慎一	北区まちづくり部住宅課長
事務局	岩田 直子 令和5年3月31日まで	北区福祉部高齢福祉課長
	関谷 幸子 令和5年4月1日から	
	新井 好子	北区福祉部介護保険課長

3 北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会 検討経過

開催日	議 題
令和4年	
10月18日	第1回策定検討委員会 (1) 高齢者福祉施策の現状と今後の方向性について (2) 北区地域包括ケア推進計画策定に向けた方向性について (3) 計画のためのアンケート調査（概要）について
11月8日	第2回策定検討委員会 計画のためのアンケート調査（項目等の検討）について
令和5年	
3月24日	第3回策定検討委員会 (1) 計画のためのアンケート調査結果について (2) アンケート調査報告書の作成について
6月29日	第4回策定検討委員会 (1) 計画の体系（案）について (2) 計画の全体イメージについて
8月30日	第5回策定検討委員会 (1) 成果指標の検討について (2) 計画全体の構成について
11月7日	第6回策定検討委員会 (1) 中間のまとめについて (2) 公聴会について
12月1日	・パブリックコメント（～令和6年1月5日） ・公聴会 12月6日（水）～12月16日（土） 計4回
令和6年	
2月14日	第7回策定検討委員会 計画（案）について
3月	計画策定

計画策定における途中経過をまとめた「中間のまとめ」について、広く区民の皆さまのご意見を伺うため、パブリックコメントと公聴会を実施しました。

パブリックコメント	
意見提出期間	令和5年12月1日（金）～令和6年1月5日（金）
閲覧可能場所	高齢福祉課、長寿支援課、介護保険課、区政資料室、 高齢者あんしんセンター、地域振興室、区立図書館、 北区ホームページ
意見提出者数	3名 (北区ホームページ2名、郵送1名)
意見総数	16件

公聴会		
開催日時	会場	参加者数／意見数
令和5年12月6日（水） 午後6時30分～	北とぴあ ペガサスホール	13名／11件
12月8日（金） 午後2時～	滝野川会館 小ホール	7名／14件
12月14日（木） 午後6時30分～	浮間ふれあい館 第3ホール	7名／3件
12月16日（土） 午後2時～	赤羽会館 小ホール	6名／7件
参加者数合計		33名
意見総数		35件

■区内団体からの意見

計画策定にあたり、北区ケアマネジャーの会、北区リハビリネットワーク、北区地域密着型サービス事業者連絡会、北区通所サービス事業者連絡会等から意見・要望等を提出いただきました。

4 用語解説

あ～か行	
用語	解説
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のことです。
いきがい活動センター (きらりあ北)	人生100年時代に向けた新たな活動拠点として、高齢者の「就労」と「社会参加」につながる「いきがい支援」を行う東京都北区の区立施設（公設民営）です。就労意欲やボランティア意識の高い人・活動の場が必要な人や、これから何かを始めようと思っている人にとってのワンストップ窓口としての機能を持っています。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプランの作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者です。
介護予防事業	介護が必要とならないように、元気なうちから心身の衰えを予防・回復することを目的とした事業です。運動器の機能向上や栄養改善、口腔ケアなどを行います。
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)	区市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行う事業です。介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。
介護離職	就業者が家族の介護や看護のために退職、転職することです。
通いの場	身近な地域の中で歩いて通える範囲にあり、住民が主体となって運営しています。年齢や心身の状況などに関わらず、人と人がつながり、活動が広がる場となっています。取り組み内容も、体操、ボランティア、会食、趣味活動、多世代交流などさまざまです。
空白の期間	認知症の診断前後や初期の段階における、介護保険サービスを含めた支援の対象になりにくい、地域社会からの孤立や家族も含めた葛藤・不安を伴う期間を示します。

ケアプラン	<p>介護サービス計画のことです。一般的には、要介護者などが介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況や生活環境、要介護者と家族の希望などを考慮し、利用するサービスの種類・内容などを定めます。計画に伴うサービスについての連絡・調整も含みます。</p>
ケアマネジメント	<p>介護支援専門員等が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行うことです。</p>
<small>けんこうじゅみょう</small> 健康寿命	<p>健康上の理由で、日常生活が制限されることなく、心身ともに自立して生活できる期間のことです。</p>
<small>こうれいしゃ</small> 高齢者あんしんセンター <small>ちいきほうかつしえん</small> (地域包括支援センター)	<p>北区では地域包括支援センターを高齢者あんしんセンターと呼んでいます。</p> <p>地域で暮らす高齢者を、医療・健康・福祉・介護などさまざまな面から総合的に支えるための機関です。①介護予防ケアマネジメント、②総合的な相談・支援、③包括的・継続的マネジメント、④高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護といった事業を行っています。現在、北区内に16か所あります。</p>
<small>こうれいしゃぎやくたいぼうし</small> 高齢者虐待防止センター	<p>高齢者虐待に関する相談を受けるとともに、高齢者虐待を予防するために、高齢者自身や介護する方を支援するために設置された区の窓口です。</p>
コミュニティソーシャルワーカー	<p>地域の方々と一緒に、そこに暮らす誰もが「孤立」することのないよう、地域で支える仕組みづくりを進める役割の人を言います。制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むのが主な仕事で、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るような働きかけを進めます。</p>
コミュニティビジネス	<p>地域の課題を、地域の人材・施設・資金などを活かしながら、区民が主体となってビジネスの手法で解決していく取り組みのことです。活動を通じてコミュニティの再生を図るとともに、その利益は地域に還元していきます。</p>

<p><small>ごうけいしよとくきんがく</small> 合計所得金額</p>	<p>所得税法上は、所得の種類ごとに一年間の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により異なる）を差し引いた金額のことです。なお、介護保険制度では、所得税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額」を控除した金額をいいます。また、非課税者においては、さらに公的年金に係る所得を除いたものを意味します。</p>
--	---

さ行	
用語	解説
<p><small>じゆさんじよ</small> 授産場</p>	<p>区内に居住する一般就労困難な高齢者の方が働く施設です。作業を通じて、健康的でいきがいのある生活を送ることを目的としています。</p>
<p><small>じよくい</small> 食育</p>	<p>生涯を通じて、一人ひとりが健全な食生活の実現及び食文化の継承、健康の確保ができるように、自らの食事について考える習慣や食事に対する知識と判断力を身につけるための学習のことです。</p>
<p><small>せいかつえんじよいん</small> 生活援助員</p>	<p>介護保険の要支援の方への掃除や洗濯などの訪問サービスに従事する資格を、区の研修を修了することで取得することができます。修了者を、北区では「生活援助員」と呼びます。</p>
<p><small>せいかつしえん</small> 生活支援コーディネーター</p>	<p>各高齢者あんしんセンターに配置し、北区全体のコーディネートを担当する生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置して、地域資源情報の把握、情報の見える化、区内のサービス開発、地域ネットワークの構築などに取り組み、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす専門職のことです。</p>
<p><small>せいねんごうけんせいど</small> 成年後見制度</p>	<p>認知症等で判断能力が不十分になった人のために、社会生活を支援する人（成年後見人）を家庭裁判所で定めることで本人の権利を守り、安心して生活を送れるように支援する制度です。</p>
<p><small>じゆたく</small> セーフティネット住宅</p>	<p>住宅確保要配慮者（高齢者、障害者など住宅の確保に特に配慮が必要な方）の入居を拒まない住宅として登録された住宅のことです。</p>
<p><small>せつじよくえんげ</small> 摂食嚥下</p>	<p>食物が認知され、口腔、咽頭、食道を経て胃に至るまでのすべての過程をいいます。摂食・嚥下障害とは、この一連の動作に障害があることです。</p>

た行	
用語	解説
<small>たぶんかきょうせい</small> 多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
ダブルケア	近年の晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受け、育児と介護の二つのケアを同時に担うことです。
<small>だんかいせだい</small> 団塊の世代	第2次世界大戦後の第1次ベビーブーム期（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年））生まれの世代のことです。
<small>ちいきいりょうこうそう</small> 地域医療構想	2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるものです。
<small>ちいききょうせいかい</small> 地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。
<small>ちいきかいぎ</small> 地域ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしく生活できるように、在宅、施設を通じた地域における包括的・継続的なケア体制を構築するために、医療機関・介護サービス事業者などの関係機関の相互連携を図る目的で開催される会議です。
<small>ちいきほうかつ</small> 地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのことです。
<small>ちいきほうかつ</small> 地域包括ケア「見える化」システム	厚生労働省が運営する、都道府県・市区町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

<small>ちいきほうかつ れんらくかい</small> 地域包括ケア連絡会	<p>区内の各高齢者あんしんセンターの総合相談・連絡調整機能を高め、医療・保健・福祉・介護等の社会資源ネットワークの構築を目指すために設置した会議です。年1回の全体会と、各高齢者あんしんセンターごとに担当地域内でのさまざまな分野の関係者が連携した仕組みづくりを行うための連絡会を開催しています。</p>
<small>ちいきほうかつしえん</small> 地域包括支援センター	<p>⇒高齢者あんしんセンター</p>
<small>ちいきみつちやくがた</small> 地域密着型サービス	<p>介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしながら介護が受けられるように、区市町村が主体となって地域の实情に応じて提供されるサービスです。利用者は原則としてその区市町村の住民に限られます。小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などがあります。</p>
<small>ちようごうれいしゃかい</small> 超高齢社会	<p>WHO（世界保健機構）などの定義によれば、高齢化率が7%を超すと高齢化社会、14%を超すと高齢社会、21%を超すと超高齢社会と言います。</p>
チームオレンジ	<p>認知症診断前後の、空白の期間（⇒用語解説参照）における心理面・生活面への早期からの支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組みです。</p>
デジタルデバインド	<p>インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことです。</p>
<small>てんけん</small> 点検ツール <small>こうかてき しさく てんかい</small> （効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール） <small>かんが かた てんけん</small>	<p>国が提供するツールで、各市町村が、地域包括ケアシステムの構築という「目標」の達成に向けて、介護・福祉分野やそれ以外の資源を活用した施策という「手段」が十分な効果をあげているかを、できる限り客観的な指標も参照しつつ点検するためのツールです。</p>
<small>とくていけんこうしんさ</small> 特定健康診査	<p>日本人の死因の約6割は生活習慣病であることから、その予防のために、各区市町村の国民健康保険において、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施しています。</p>

な～は行	
用語	解説
<small>にちじょうせいかつげんいき</small> 日常生活圏域	高齢者がより身近な地域で相談や必要なサービスを受けることができるように設定された地域区分のことです。北区では区内を地域振興室の区域に合わせた19の日常生活圏域に分けています。
ハイリスクアプローチ	健康障害を引き起こすリスクのうち、特にリスクが高い患者に対して、そのリスクを下げるように働きかけることです。
<small>もんだい</small> 8050問題	引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうことです。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来します。
バリアフリー	高齢者や障害者などが生活していく上で障壁となるものを除去するという意味です。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、さまざまな障壁がバリアフリーの対象となります。
<small>ひなんこうどうようしえんしゃ</small> 避難行動要支援者	災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なため特に支援を必要とするとして定められた人のことです。
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つのプロセスを繰り返し、継続的に業務を改善する考え方の枠組みです。
フレイル	加齢によって筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態のことで、健康な状態と介護が必要な状態の中間の虚弱の状態のことです。適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能であるとされています。フレイルを予防するには、低栄養の予防、体力の維持、社会参加そして口腔機能の向上に取り組むことが有効です。
フォーマルサービス/インフォーマルサービス	フォーマルサービスとは、公的機関や専門職によるサービス・支援・援助のことを指します。インフォーマルサービスは、フォーマルサービスでは補いきれない領域で活用することができるサービス全般を指しており、家族をはじめ近隣や地域社会、NPOやボランティアなどが行う援助活動などが挙げられます。

<small>ほうもんかんと</small> 訪問看護ステーション	<p>自宅で療養する高齢者などに訪問看護サービスを提供する機関です。かかりつけ医の指示によって看護師等が自宅を訪問し、医療的処置・管理等を行う他、療養上の相談にのるなど在宅療養を支援します。</p>
<small>ほけんしゃきのうきょうかすいしんこうふきん</small> 保険者機能強化推進交付金	<p>PDCAサイクルによる取り組みの一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のさまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援する交付金です。</p>
ポピュレーションアプローチ	<p>個人ではなく集団に対して環境整備や講習などで健康増進や疾病予防促進を働きかけることです。</p>

ま～や行	
用語	解説
<small>みと</small> 看取り	<p>無理な延命治療などは行わず、高齢者が自然に亡くなるまでの過程を見守ることを言います。</p>
<small>みまも</small> 見守りネットワーク	<p>孤独になりがちで、日ごろから見守りが必要な高齢者等に対して、地域の方々の協力を得て、見守り活動・声かけ活動・安否確認などを行う活動です。</p>
ヤングケアラー	<p>年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことです。</p>

北区地域包括ケア推進計画

[北区高齢者保健福祉計画・北区認知症施策推進計画・第9期介護保険事業計画]

刊行物登録番号 〇-〇-〇〇〇

発行年月 令和6年3月

発行 北区 福祉部 高齢福祉課・長寿支援課・介護保険課

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

電話 03-3908-1158 (高齢福祉課)

03-3908-9017 (長寿支援課)

03-3908-1286 (介護保険課)